

私たちの身近にある暴力
～DV・セクハラ・性暴力～

令和3年8月25日
水俣市よりそいサポートセンター
女性相談員 松本周子

はじめに

- ・殴るけるだけが暴力ではない
- ・心を傷つける暴力
- ・暴力は心身に影響を与える
- ・個人の問題ではなく社会の問題である

DV(ドメスティック・バイオレンス)

DV

(ドメスティック・バイオレンス)とは

親密な関係にあるパートナー（夫・恋人など）

から振るわれる暴力

（ドメスティック・バイオレンスの日本語の直訳は
家庭内暴力）

DVは犯罪です

DV防止法の前文(一部)H13年成立

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

(1) どのくらいの女性がDVを受けているのか

(内閣府調査・令和3年3月)

- ・ 約4人に1人が暴力を受けたことがある
- ・ 約10人に1人が何度も暴力を受けたことがある
- ・ 被害を受けた中の5人に1人が命の危険を感じたことがある
- ・ 4日に1人の妻がDVで殺されている

(警察庁の調査)

(2) デートDV

DVは大人の間だけで起こるものではない。

- ・デートDVとは、結婚していない交際中の男女間で起こる暴力をいう

- ・DVと同じ仕組み、暴力で支配する関係

約6人に1人は交際相手からの暴力があったと答えている
(令和3年3月 内閣府調査)

(3) 暴力の形態

身体的暴力

殴る蹴る・首を絞める・やけどをさせる・髪を引っ張る
・外に締め出す・刃物を突き付ける・食べさせない

精神的暴力

「能無し、役立たず、ばか」等の暴言・大切にしていたものを壊す・乱暴な運転をして怖がらせる・「死ぬ、殺す」という・説教をし続けて寝かせない・知らない場所に置き去りにされる

経済的暴力

生活費を渡さない・お金の使途を厳しくチェックする
・仕事を辞めさせる・働かせない・借金をさせる

性的暴力

望まない性行為を強要する・見たくないポルノを見せる・避妊に協力しない

社会的な暴力

携帯電話や郵便物をチェックする・実家や友達と付き合い合わせない・常に居場所の確認をしてくる

子どもを巻き込んだ暴力

子どもを虐待する・子どもの前で暴力をふるう
子どもを取り上げると脅かす

子どもに、母親への非難や中傷をさせる

(4) DVと児童虐待

DVを目撃することも児童虐待

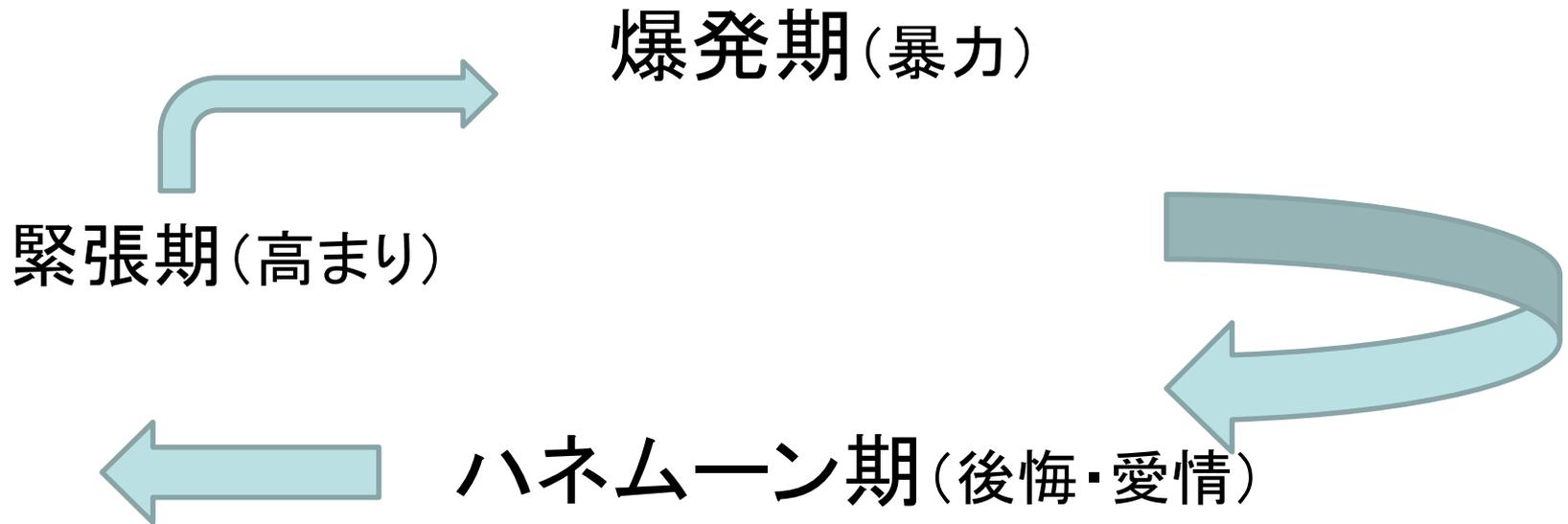
(児童虐待防止法)

- ・脳への悪影響

- ・精神的な被害

母子回復プログラムから見えてきたこと

(5) 暴力のサイクル



レノア・ウォーカー

(6) DVの本質

- ・夫による妻の行動や思考の支配の確立
- ・複合的、反復的暴力である

(7) DVの影響

DVを受けると女性にどんな影響があるのか

- PTSD(心的外傷後ストレス障害)
- 怪我の後遺症
- 感情鈍磨
- 自尊感情の低下
- 自己評価の低下

(8) 子どもが受ける影響

① DVがある家庭の中での加害者 被害者・子どもの関係

「お母さんは、どうして

私がお父さんにひどく殴られているのに

助けてくれなかったの？」

② DVの影響を受けて

- ・弱いことは、悪いと考えるようになる
- ・暴力で物事を解決しようとする
- ・自分がDVの原因だとの罪悪感
- ・DVを止められないという無力感
- ・常に緊張し、安全、安心感がない
- ・いつも不安、楽しいことは続かない

③被害を受けた子どもたちの状況

- 夜尿症
- 自傷行為、自殺未遂
- 家出
- 不登校
- 暴力

④ DV家庭の子どもが受ける被害は どのようなものか

- ・妻を虐待する夫の64・5%が子どもを虐待
(東京都 1998)
- ・DVの内68, 2%が子どもへの虐待の経験がある
(友田 2001)
- ・DVのある家庭の4割の子どもはDVを目撃(何
度もDVがある家庭は6割
(内閣府2005)
- ・米国の殺人、又は殺人未遂で服役している10代の
子どもの100%がDV家庭で育ち、目撃するか虐待
を受けていた
(竹下小夜子精神科医)

セクハラ(セクシャルハラスメント)

セクハラ

- ・セクシュアルハラスメントとは
 - 「相手の意に反した性的言動」
 - 「性的な嫌がらせ」
- ・職場や、学校、研究機関、部活動等様々な場面で起きている。

例えば

- ・ スリーサイズを聞いて来たり、身体的特徴を話題にする。
- ・ 卑猥な冗談をいう。
- ・ 生理中？更年期？などの言葉をかける
- ・ 性的な経験や、性生活を尋ねる。
- ・ 性的な噂を立てる
- ・ 雑誌などの卑猥な写真や漫画をわざと見せたり、読んだりする
- ・ 体を執拗に眺める
- ・ 食事やデートにしつこく誘う
- ・ 性的な内容の電話をかけたり、メールをおくる
- ・ 体を触る
- ・ 更衣室などをのぞき見する
- ・ 宴席で上司の横に座席を指定したり、お酌を強要する

(1) セクハラ事件

- アメリカのニューヨーク州クオモ知事のセクハラ問題での辞任
- 福岡でセクハラ第1号の事件
- アメリカに進出した企業のセクハラ問題
- 大阪府知事選に出馬した芸能人の横山ノックが、選挙運動中に運動員の女性大生へのセクハラ事件
- オリンピックの金メダリストの生徒へのセクハラ事件

(2) 被害届

法務省の「平成31年及び令和元年における『人権侵犯事件』の状況

セクハラの数

平成27年	336件
平成28年	335件
平成29年	303件
平成30年	410件
令和元年	445件

(3) セクハラ防止対策

- 大企業では2020年6月からパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行
- 男女雇用機会均等法のセクハラ防止対策の強化
性的な言動を主としたセクハラ防止対策を義務付
- ・セクハラは、行為者が傷害、暴行、脅迫、名誉棄損、侮辱、強制わいせつ、強姦など刑事責任に問われる可能性がある。

性暴力

性暴力とは

同意のない・対等でない・強要された性行為

- ・レイプ、強制わいせつなどの性暴力
- ・身近な男性からの性暴力
- ・子どもへの性的虐待
- ・DVとしての性暴力
- ・性的搾取・AVビデオ出演強要・JKビジネス

(1) どれくらいの人が被害にあっているか

内閣府が平成29年12月に実施した

「男女間における暴力に関する調査」

女性の13人に一人、男性の67人に一人が
過去に「無理やりに性交等された 被害経験」
がある

そのうち、誰にも相談しなかった 58,9%

警察にれんらく、相談した 2,8%

(2) 刑法の改正

平成29年6月16日

①内容

- 強姦罪 → 強制性交等罪(男性も被害者)
- 準強姦罪 → 準強制性交等罪
- 法定刑の見直し → 下限懲役3年→5年
- 親告罪は規定撤廃
- 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設

② 見直しの課題

- 13歳以上の子どもに対する性行為は成人と同じように扱われる
- 同意のない性行為をした加害者が処罰されない

(3) 改正へのサイバーの運動

- **MeToo**
- 被害体験を持つサイバーたちによる
フラワーデモ

(4) ワンストップセンターの設置

全国都道府県に性暴力のワンストップセンター設置

- 熊本県は犯罪被害者支援センターの中に
- 大阪は病院拠点型のセンター
- 女性相談所の中に併設しているセンター
- 水俣市も相談所型のセンター

電話番号 0966-63-2738

暴力のない社会の実現を
目指して

(1) 歴史に目を閉ざす者は、 現在にも盲目になる

- ・公娼制度の中に性奴隷とされた女性たち
- ・家父長制度
- ・女三界に家なし

(2) 二次被害を防止する

相談されたり、気づいたら

「話してくれてありがとう」

「あなたは悪くない」

と伝えて下さい

あなたを信頼して話されています

(3) 予防教育

- 中学や高校へのデートDVの出前講座
- 熊本県では、高校や専門学校で実施
- 非暴力の重要性、お互いを尊重する関係性について学ぶ機会を作る
- 性教育

(4) 加害者の更生

- DV加害者の更生は難しい
- りまっふの試み
- 性暴力加害者の教育プログラム
奈良刑務所
- 繰り返す性加害者

(5) 法律の力は大きい

- DV防止法
- 児童虐待防止法
-
- 男女雇用均等法のセクハラ防止対策の強化
- 刑法改正の見直し

暴力は絶対許さない社会
を作りましょう！